

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月から14年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月から14年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）の窓口で、それまで未納や申請免除とされていた期間の国民年金保険料を何回かに分けて全て納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所の窓口で納付したと主張しているところ、オンライン記録により確認できる、申立人の国民年金保険料の最初の収納月（平成14年4月）から最後の収納月（16年3月）までの期間について、管轄年金事務所が保管する領収済通知書等を閲覧したものの、申立期間に係る領収済通知書等は確認できない。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付時期及び納付金額等について記憶が明確でない上、申立期間は、既に基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、記録漏れ及び誤り等は考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間及び 5 年 10 月から 6 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで
② 平成 5 年 10 月から 6 年 11 月まで

私は、私の妻が、市町村役場で国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の新規資格取得処理日、市町村の国民年金被保険者台帳の受付日欄の日付（平成 8 年 3 月 28 日）、申立人の国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の妻の供述内容及び申立人の年金手帳に記載された再交付年月日（平成 8 年 2 月 16 日）から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、「平成 8 年 3 月」に行われたものと推認される。当該手続時点では、申立期間①及び申立期間②のうち平成 5 年 10 月から 6 年 1 月までの期間は時効により納付できない期間であり、6 年 2 月から同年 11 月までの期間は過年度納付によることとなるところ、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、保険料を遡って納付したことは無いと述べている。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、平成 8 年 4 月 3 日の国民年金の資格記録追加処理により国民年金の加入期間とされていることが確認でき、当該時点までは未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立期間①及び②当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った際、市町村役場の職員から、「最大 2 年間分を遡って納められる。」と聞いたことを契機に、1 年間分の国民年金保険料をまとめて遡って納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿（昭和 56 年 2 月 28 日に払出し）及びオンライン記録上の前後の任意加入者の資格取得日から判断すると、昭和 56 年 1 月頃の加入手続により払い出されたものと推認できる。加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるところ、申立人は、「遡って納めたのは申立期間（1 年間）の 1 回のみであり、以後は銀行振替により納めた。」と述べているものの、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和 55 年度の 12 か月分の国民年金保険料が昭和 56 年 9 月 11 日に過年度納付されており、当該期間以外にまとめて遡及納付している期間は確認できないことから、申立人が主張する遡及納付は当該過年度納付であるものと考えることが自然である。

また、申立人は、遡及納付した時期等について記憶が明確でない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月27日から同年11月1日まで
② 昭和38年3月22日から同年4月1日まで
③ 昭和39年10月20日から同年11月1日まで
④ 昭和40年2月23日から同年3月1日まで
⑤ 昭和40年9月22日から同年10月1日まで
⑥ 昭和40年12月31日から41年1月1日まで

私は、私の船員手帳の記録及び船員保険加入記録によると、昭和37年10月から41年1月までの期間のうち、乗船勤務していた期間又は船員保険に20日以上加入していた月がそれぞれあるにもかかわらず、申立期間①から⑥までが船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、当該申立期間のうち申立期間②において、AのB丸に乗船勤務していたことが確認できる。

しかし、船舶所有者名簿及びAの船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②の前後の期間における同船舶所有者の船員保険の事業所としての適用期間は、昭和37年3月13日から同年10月27日までの期間及び38年4月1日から同年10月6日までの期間とされ、申立期間①及び②は船員保険の適用事業所として確認できない上、当該申立期間の前後の期間において同船舶所有者での船員保険加入記録が確認できる複数の同僚（船員手帳により乗船勤務が推認できる同僚を含む。）も、当該申立期間において船員保険に加入した記録は確認できない。

2 申立期間③、④及び⑤について、申立人が提出した船員手帳の記録を見ても、申立人が当該申立期間において各船舶に乗船勤務していた旨の記載は確認できない上、各船舶における当時の同僚からも、申立人が当該申立期間において乗船勤務していた旨の供述は得られない。

また、前述の各船舶所有者の船員保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じ日に、各船舶所有者での船員保険被保険者資格を喪失している同僚が、それぞれ複数人確認できることから、申立人についても、当該同僚と同様に、申立期間③、④及び⑤は船員保険に加入させない取扱いであったものと考えても不自然ではない。

3 申立期間⑥について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、CのD丸に乗船勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の同僚は、「鮪は正月前が一番高値であったため、年末までに一度は水揚げしたと思う。また、水揚げ時には、それぞれ個人的な理由で下船する者もいた。」旨を供述しており、Cの船員保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様、昭和40年12月31日に船員保険の被保険者資格を喪失している同僚が複数人確認できることから、申立人についても、他の同僚と同様、申立期間⑥は船員保険に未加入とする取扱いとされていたものと考えても不自然ではない。

4 このほか、申立人が申立期間①から⑥までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①から⑥までにおいて事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の一部について、昭和15年6月1日施行時における船員保険法第22条の中には、「十六日以後ニ於テ被保険者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ月ハ半月トシテ之ヲ被保険者タリシ期間ニ加算ス」と規定されている条文があり、申立期間のうち、船員保険に20日以上加入していた月は当該条文に該当している旨を主張しているところ、当該条文は、同法の20年4月1日改正施行時に削除され、「被保険者タリシ期間ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失シタル月ノ前月ヲ以テ終ル」とされていることから、申立人の主張を認めることはできない。

高知厚生年金 事案 617 (事案 103 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで

申立期間①、②及び③については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

私は、平成 19 年 10 月 1 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要がないとの通知を受けたが、納得がいかないので、再度申立てをする。

なお、私は、当初から主張しているように、「脱退手当金裁定請求書」等の本人氏名欄に記載された姓の漢字を使用したことは無いので、今回、このことを裏付ける資料を新たに提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがわれないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 27 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の決定後に申立内容を示す新たな資料として、戸籍謄本及び住民票の写し等、申立人の姓の漢字が確認できる各種資格証明等を提出し、「脱退手当金裁定請求書等の本人署名・捺印欄に記載されている姓の漢字は、

戸籍上においても使用していた事実は無く、また、当該漢字を用いた印鑑を所持していたはずがない。さらに、署名も私の筆跡ではないので、社会保険事務所（当時）の職員が着服したのではないか。」旨を主張しているところ、申立人が提出した各種資格証明等を見ても、当該裁定請求書等に署名された姓の漢字が使用されていた事実は確認できず、申立人が当該漢字を用いた印鑑を所持していたとは考え難いことから、申立人の申立期間に係る当該裁定請求書等は、申立人が記載したものではないと考えられる事情もうかがわれる。

しかし、脱退手当金裁定請求書に記載されている、申立期間②の事業所の所在地は、社会保険事務所が記録している当該事業所の所在地とは異なっていること及びその他当該裁定請求書に添付されていた資料等の記載内容から判断すると、社会保険事務所の職員が不正に手続したものとは考え難い上、そのほか申立人に脱退手当金を受給する意思が無かったことをうかがわせる事情は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額（6万円から28万円）が、実際に支給されていた金額（20万円から40万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間のうち大半の期間は、事務次長又は事務長として勤務しており、医師を除いて、他のどの同僚よりも給与は高額であった。」旨を主張しているところ、A社及び当時の同僚からも、申立期間当時における申立人の給与額についての供述が得られない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当時の複数の同僚からは、「自分の標準報酬月額は正しいと思う。」旨の供述が得られた。

このほか、A社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。